

令和8年7月2日  
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について  
(依頼)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

通学路の交通安全の確保については、貴教育委員会、学校、地元警察署及び道路管理者が連携して取り組んでいただいているところですが、本県においても、登下校中に児童生徒が交通事故に遭う事案が依然として発生していることから、今後も引き続き、通学路における交通事故防止の取組を徹底する必要があります。

ついては、ホームページ等に合同点検によって抽出した対策必要箇所を公表し、地域住民等の協力を得るとともに、通学路の状況が変わった場合など適宜点検を実施し、児童生徒の通学路における交通安全の確保が図られるよう暫定的な安全対策を含め、関係機関と連携した対策の検討・実施をお願いします。

また、各学校においては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当 山下

Tel : 099-286-5314

Mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 2 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、昨年 5 月には、大阪市西成区、埼玉県三郷市、福岡県筑紫野市において下校中の児童に車が衝突する交通事故が立て続けに発生するなど、依然として登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が発生している状況です。

令和 3 年 6 月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突、5 名が死傷する痛ましい事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和 3 年 7 月 9 日付け 3 教参学第 8 号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和 5 年度末までに暫定的な安全対策を含め、全ての対策必要箇所において、安全対策が講じられました。

その後、暫定的な安全対策を講じていた 4,244 か所の対策必要箇所について、令和 8 年 1 月 15 日付け「『通学路における合同点検』に関する令和 8 年 3 月末時点の実施見込み及び令和 8 年 3 月末時点の実績の報告について（依頼）」に基づき、対策の直近の実施状況について報告していただいたところです。この度、令和 8 年 3 月末現在の通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で 76,404 か所の対策必要箇所のうち 74,578 か所について対策が講じられ、教育委員会・学校の対策必要箇所については、41,774 か所のうち 41,762 か所について対策が講じられました。

教育委員会・学校においては、直近では 12 か所について暫定的な安全対策を講じておりますが、引き続き、必要な対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に

参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにするなど、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

文部科学省では、毎年度「学校を核とした地域力強化プラン」において、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会の開催に係る経費の補助を実施しております。本事業をご活用いただき、地域全体で児童生徒等を見守る体制の一層の強化をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(内線：2695)  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

令和 8 年 6 月 26 日  
文 部 科 学 省  
国 土 交 通 省  
警 察 庁

# 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和 3 年 6 月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5 名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進め、暫定的な安全対策を含め、令和 5 年度末までに全ての対策必要箇所において、安全対策が講じられているところです。

暫定的な安全対策は講じられたものの、当初想定されていた対策が完了していない対策必要箇所について関係機関が対策を進めているところ、今般、取組の状況を調査し、令和 8 年 3 月末時点の全体の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

## ○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（令和 8 年 3 月末時点）

|                 |           | 箇所数         |           | 割合     |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|--------|
|                 |           | 対策済         |           |        |
| 対策必要箇所（全体数）     | 7万6,404か所 | 対策済         | 7万4,578か所 | 97.6%  |
|                 |           | 暫定的な安全対策を含む | 7万6,404か所 | 100.0% |
| 教育委員会・学校による対策箇所 | 4万1,774か所 | 対策済         | 4万1,762か所 | 100.0% |
|                 |           | 暫定的な安全対策を含む | 4万1,774か所 | 100.0% |
| 道路管理者による対策箇所    | 3万9,010か所 | 対策済         | 3万7,236か所 | 95.4%  |
|                 |           | 暫定的な安全対策を含む | 3万9,010か所 | 100.0% |
| 警察による対策箇所       | 1万6,997か所 | 対策済         | 1万6,995か所 | 100.0% |
|                 |           | 暫定的な安全対策を含む | 1万6,997か所 | 100.0% |

- ※ 1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※ 2 1 か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※ 3 割合は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
- ※ 4 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所 1,537 か所（うち対策済 1,494 か所）を含む。
- ※ 5 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※ 6 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

別表

（令和8年3月末時点）

| 都道府県名 | 対策必要箇所<br>（全体数） |                  |        | 対策必要箇所数（実施機関別） |        |        |        |        |        |
|-------|-----------------|------------------|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 対策済             | 対策済（暫定的な安全対策を含む） |        | 教育委員会・学校       |        | 道路管理者  |        | 警察     |        |
|       |                 |                  |        |                | 対策済    |        | 対策済    |        | 対策済    |
| 北海道   | 1,845           | 1,823            | 1,845  | 1,634          | 1,633  | 487    | 466    | 299    | 299    |
| 青森県   | 691             | 666              | 691    | 533            | 533    | 266    | 241    | 129    | 129    |
| 岩手県   | 908             | 869              | 908    | 528            | 528    | 388    | 352    | 171    | 171    |
| 宮城県   | 1,600           | 1,571            | 1,600  | 1,316          | 1,316  | 536    | 522    | 357    | 357    |
| 秋田県   | 347             | 331              | 347    | 239            | 239    | 154    | 138    | 96     | 96     |
| 山形県   | 704             | 683              | 704    | 487            | 487    | 394    | 373    | 204    | 204    |
| 福島県   | 1,289           | 1,235            | 1,289  | 703            | 703    | 780    | 729    | 380    | 380    |
| 茨城県   | 1,860           | 1,841            | 1,860  | 743            | 743    | 785    | 768    | 523    | 523    |
| 栃木県   | 1,321           | 1,287            | 1,321  | 568            | 567    | 585    | 554    | 195    | 195    |
| 群馬県   | 1,039           | 1,038            | 1,039  | 424            | 424    | 595    | 594    | 418    | 418    |
| 埼玉県   | 4,581           | 4,501            | 4,581  | 2,216          | 2,216  | 2,968  | 2,888  | 855    | 855    |
| 千葉県   | 4,044           | 4,007            | 4,044  | 2,076          | 2,076  | 2,849  | 2,812  | 644    | 644    |
| 東京都   | 4,497           | 4,496            | 4,497  | 2,017          | 2,017  | 1,971  | 1,970  | 1,092  | 1,092  |
| 神奈川県  | 5,141           | 5,121            | 5,141  | 2,578          | 2,578  | 1,603  | 1,583  | 1,515  | 1,515  |
| 新潟県   | 2,129           | 2,070            | 2,129  | 1,598          | 1,597  | 774    | 717    | 272    | 271    |
| 富山県   | 899             | 850              | 899    | 373            | 373    | 536    | 487    | 138    | 138    |
| 石川県   | 808             | 803              | 808    | 383            | 383    | 449    | 444    | 229    | 229    |
| 福井県   | 416             | 406              | 416    | 145            | 145    | 240    | 230    | 96     | 96     |
| 山梨県   | 1,254           | 1,227            | 1,254  | 601            | 601    | 707    | 680    | 238    | 238    |
| 長野県   | 2,340           | 2,228            | 2,340  | 1,367          | 1,367  | 1,448  | 1,336  | 266    | 266    |
| 岐阜県   | 1,537           | 1,517            | 1,537  | 666            | 666    | 1,047  | 1,027  | 158    | 158    |
| 静岡県   | 1,101           | 1,090            | 1,101  | 617            | 617    | 566    | 555    | 256    | 256    |
| 愛知県   | 4,054           | 4,042            | 4,054  | 1,472          | 1,472  | 1,822  | 1,811  | 1,190  | 1,190  |
| 三重県   | 1,537           | 1,533            | 1,537  | 973            | 973    | 708    | 704    | 448    | 448    |
| 滋賀県   | 773             | 733              | 773    | 435            | 433    | 445    | 406    | 56     | 56     |
| 京都府   | 1,287           | 1,250            | 1,287  | 663            | 661    | 748    | 712    | 405    | 405    |
| 大阪府   | 3,891           | 3,884            | 3,891  | 1,912          | 1,912  | 1,749  | 1,742  | 1,337  | 1,337  |
| 兵庫県   | 2,867           | 2,815            | 2,867  | 1,887          | 1,886  | 1,613  | 1,562  | 549    | 549    |
| 奈良県   | 1,334           | 1,324            | 1,334  | 678            | 677    | 849    | 840    | 308    | 308    |
| 和歌山県  | 787             | 760              | 787    | 578            | 578    | 396    | 369    | 145    | 145    |
| 鳥取県   | 456             | 413              | 456    | 116            | 116    | 267    | 224    | 114    | 114    |
| 島根県   | 1,156           | 1,102            | 1,156  | 420            | 420    | 735    | 681    | 167    | 167    |
| 岡山県   | 1,423           | 1,374            | 1,423  | 866            | 866    | 644    | 595    | 398    | 398    |
| 広島県   | 1,535           | 1,432            | 1,535  | 770            | 770    | 875    | 772    | 268    | 268    |
| 山口県   | 975             | 941              | 975    | 972            | 972    | 575    | 541    | 258    | 258    |
| 徳島県   | 701             | 681              | 701    | 441            | 441    | 304    | 284    | 215    | 215    |
| 香川県   | 1,475           | 1,401            | 1,475  | 1,019          | 1,019  | 642    | 568    | 355    | 355    |
| 愛媛県   | 911             | 879              | 911    | 378            | 378    | 427    | 399    | 304    | 304    |
| 高知県   | 554             | 507              | 554    | 263            | 262    | 379    | 333    | 115    | 115    |
| 福岡県   | 2,365           | 2,275            | 2,365  | 1,094          | 1,094  | 1,362  | 1,272  | 470    | 470    |
| 佐賀県   | 814             | 745              | 814    | 187            | 186    | 676    | 608    | 65     | 65     |
| 長崎県   | 868             | 812              | 868    | 661            | 660    | 567    | 513    | 106    | 105    |
| 熊本県   | 1,742           | 1,700            | 1,742  | 1,298          | 1,298  | 675    | 633    | 467    | 467    |
| 大分県   | 923             | 850              | 923    | 889            | 889    | 525    | 452    | 142    | 142    |
| 宮崎県   | 1,016           | 955              | 1,016  | 347            | 347    | 561    | 500    | 195    | 195    |
| 鹿児島県  | 1,397           | 1,326            | 1,397  | 920            | 920    | 834    | 763    | 158    | 158    |
| 沖縄県   | 1,212           | 1,184            | 1,212  | 723            | 723    | 504    | 486    | 231    | 231    |
| 合計    | 76,404          | 74,578           | 76,404 | 41,774         | 41,762 | 39,010 | 37,236 | 16,997 | 16,995 |

※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。  
※2 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,494か所）を含む。  
※3 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。  
※4 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。